

第 21 期第 29 回秋田海区漁業調整委員会議事録

1. 日時

令和 3 年 3 月 16 日（火）午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

2. 場所

秋田県庁議会棟 2 階「特別会議室」

3. 出席者

区分	職名	氏名
委員	会長	加藤 和夫
	会長代理	杉本 八十治
	委員	三浦 清
	委員	大竹 敦
	委員	船木 律
	委員	工藤 義彦
	委員	平川 幸司
	委員	後藤 一雄
	委員	澤木 國光
事務局	事務局長（水産漁港課長）	工藤 輝喜
	主幹	斎藤 和敬
	専門員	宮崎 信作
	主査	橋本 羊子
	主査	保坂 芽衣
	主任	目黒 智子
	技師	松井 崇人
	技師	佐藤 滉平

4. 開会

○事務局（斎藤）

それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただ今より、令和2年度の第8回、第21期では最後となる、第21期第29回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員数9名、欠席委員数1名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

5. あいさつ

○事務局（斎藤）

それでは、はじめに加藤会長から、ご挨拶をお願いいたします。

○加藤会長

本日はお忙しい中、ご出席ありがとうございます。本日は、第21期最後の委員会となります。経過措置を含めると委員の皆様には4年7ヶ月間、委員を全うしていただきました。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。その間、資源管理や海面利用について等、様々なご意見をいただきましたが、このご意見というのは、今後の委員会に活かされていくものだと思っております。また、私事ではありますが、この間、会長という責任を果たすことができたのも、皆様方の御協力があったからであると、この場を借りて、厚く御礼を申し上げたいと思います。

最終年度である今年度は、予期せぬコロナウイルスという問題に直面しまして、特に県外の会議等についてはほとんどが中止、又は書面での会議ということになってしまいました。全漁調連70周年という記念すべき大会も昨年予定されていましたが、これもまた延期という思わぬ事態もありました。その煽りで、本来ならば後藤委員、澤木委員には賞状を授与する予定でしたが、まだ手元に届けることができておりません。今後大会が開催されれば、その際に表彰されると思っておりますので、誠に申し訳ありませんが、今しばらくお待ちいただきたいというように思っております。また、この任期中には、漁業法改正が70年ぶりに行われるという大きな出来事もございまして、それに関わる様々な審議もこれまでは無かった形で皆様方から色々なご意見をいただいたところでございます。ご存じのとおり、秋田県の漁業も、環境の変化、漁業者の減少、高齢化、資源が不足してきているという状況など様々な課題がございまして、いずれ国民の食を守るという産業ですので、今後も皆の力で持続、発展させていかなければならないと思っております。今回で退任される方もおりますが、これからも海区漁業調整委員会あるいは秋田県の漁業のために様々な形でご支援いただきますようによろしくお願い申し上げます。

本日は最後の会議になりますので、有終の美を飾れるように、スムーズな議事

進行に御協力いただきますよう、お願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

○事務局（斎藤）

どうもありがとうございました。

6. 資料確認

（事務局が資料確認）

7. 議長選出

○事務局（斎藤）

それでは議事に入りたいと思いますが、委員会規定第5条に基づきまして、議長は加藤会長にお願いします。

○加藤会長

はい。

8. 議事録署名委員選出

○加藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（斎藤）

後藤委員と平川委員にお願いしたいと考えております。

○加藤議長

それでは後藤委員、平川委員のお二方、よろしくお願いします。

○後藤委員・平川委員

（了承）

9. 議事

議題（1）：「秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）」

○加藤議長

それでは議事に入ります。議題（1）について、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

事務局の保坂が説明いたします。よろしく申し上げます。

資料1をご覧ください。秋田県資源管理方針の一部改正について、諮問します（諮問文音読）。

今回は、令和3年4月から管理が開始となる、スケトウダラ日本海北部系群とスルメイカの資源管理の方針について追加することとしています。2ページをご覧ください。表の左側、改正後の下線部分に、別紙1-5、1-6を追加しています。3ページをご覧ください。別紙1-5は、特定水産資源スケトウダラ日本海北部系群です。スケトウダラ日本海北部系群は数量配分がなく、目安数量が示

されることとなります。(1) 当該知事管理区分を構成する事項の、イ対象とする漁業は、小型底びき網漁業(手繰第一種漁業)、その他秋田県に住所又は主たる営業所その他事業所の所在地がある者がスケトウダラを採捕する全ての漁業としています。本県では、大臣管理区分の沖合底びき網漁業を除いて、小型底びき網漁業の手繰第一種が全県のスケトウダラの漁獲の9割を占める主要な漁業種類となっていますので、このように記載しています。4漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項では、漁獲努力量の上限を示しています。小型底びき網漁業の手繰第一種のスケトウダラの漁獲努力量として、550隻日としています。これは、過去5年の操業隻日数の最大値にしており、操業隻日数を現行よりも増やさないことで、漁獲圧力を高めないこととします。

4ページをご覧ください。別紙1-6は、特定水産資源スルメイカです。スルメイカについても、数量配分がなく、目安数量が示されます。2(1)イの対象とする漁業は、スルメイカの採捕を目的とするいか釣り漁業とします。このいか釣り漁業は、知事許可と、本海区委員会指示の承認によるもので、県内船が対象になります。県外船は所属都道府県での管理、また、大臣への届出によるいか釣りは、大臣管理区分になりますので除外されます。4漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項では、漁獲努力量の上限を示しています。いか釣り漁業の漁獲努力量については、隻日数ではなく、許認可件数67とします。これは、操業隻数の上限を設けることで、漁獲圧力を現行水準とすることとします。知事許可方針では、許可隻数の上限20隻に過去5年の承認隻数の最大件数とし、現行よりも漁獲圧力を高めないこととします。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○委員一同

(特になし)

○加藤議長

ないようですので、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

(異議なし)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題(2):「すけとうだら及びするめいかに関する令和3管理年度における知事

管理漁獲可能量について（諮問）」

○加藤議長

それでは次に移ります。議題2について、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

続きまして、知事管理漁獲量について、説明いたします。

資料2をご覧ください（諮問文音読）。

スケトウダラ日本海北部系群と、スルメイカについて、国から本県に配分された漁獲可能量は、3ページのとおりです。基本シェアと目安数量は、過去3年の漁獲量を基準に示されています。スケトウダラ日本海北部系群の目安数量は10トン未満となっています。本県における過去3年の最大漁獲量は8.6トン、平均4.8トンとなっており、現行の漁獲状況では十分な目安数量と考えられます。4年以上前の漁獲量を見ますと10トンを超えています。しかし、近年スケトウダラの資源量が少ないことから、早期の資源回復を図る措置が必要であるとのことで、このような厳しい数量が提示されています。ただし、本県は数量配分されていませんので、この数量を超えたからといって、ペナルティ措置が取られるわけではありませんが、漁獲量が目安数量を大きく超過する場合は、操業を自粛するなど、漁獲努力量を下げる措置を講じることになります。

スルメイカについては、目安数量50トン未満となっていますが、過去5年の実績を見ても30トンを超えていませんので、十分な目安数量となっています。

それでは、2ページをご覧ください。こちらが告示案となっています。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○委員一同

（特になし）

○加藤議長

ないようですので、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題（3）：「小型いか釣り漁業の許可の基準について（諮問）」

○加藤議長

それでは次に移ります。議題（３）について、事務局から説明願います。

○事務局（佐藤）

それでは説明します。

資料３をご覧下さい。小型いか釣り漁業の許可申請が、公示した隻数を超えた場合の許可の優先順位の基準についての諮問になります（試問文音読）。

小型いか釣り漁業については、「県内船」と「県外船」がおりますので、それぞれ分けた基準を定めております。

ページが前後しますが、始めに資料最後のページに記載しております、「県内船」の許可基準の内容から説明いたします。ご覧下さい。１の（１）から（５）の順番で優先順位をつけて許可することにしたいと考えております。（１）は、前許可の満了日において当該許可を受けており、いか釣り漁業の操業実績がある者。（２）は、過去に当該許可を受けていたことがあり、いか釣り漁業の操業実績がある者。（３）は、前許可の満了日において当該許可を受けた人に雇われ、一緒に乗船して操業経験がある者。（４）は、過去に、当該許可を受けた者に雇われて操業経験がある者。（５）は、いか釣り漁業の経験はないが、漁業を営み又は従事した経験のある者。としました。２は、１の規定で同順位である場合は、所属する漁協の同意を得ている者を優先します。３は、２の規定で同順位である場合は、過去３年の操業実績が多い者を優先します。

４は、１～３でも同順位の場合は、公正な方法でくじを行い、決めることとします。

続きまして県外船の許可の基準についてです。１の（１）から（４）及び（７）は県内船と同様の基準となっておりますが、（５）及び（６）の基準があるというところが県内船との違いになります。（５）は、秋田県以外の海域でいか釣り漁業の操業実績を有する者。（６）は、秋田県以外の海域でいか釣り漁業の許可を得た漁業者に雇われ、当該漁業者と共に乗船し、操業した経験のある者。としました。２は、１の規定で同順位である場合は、所属する漁協及び都道府県の同意、秋田県において漁獲物の陸揚の同意を得ている者を優先します。３、４の規定については、県内船と同様の内容となっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○杉本会長代理

県外船については、許可可能隻数を超えるという事態は起こりえる可能性はあるので、このような基準を定めるのは良いと思いますが、基準に示されている「県外船の操業実績」等は簡単に調べられるのですか。

○事務局（佐藤）

秋田県が県外船の情報を調べるのは難しいので、管轄する都道府県で情報収集し、とりまとめて、結果を当課まで報告してもらうこととなります。

○杉本会長代理

分かりました、適切な対応をしていただきたいと思います。

○加藤議長

他にないようですので、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（佐藤）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題（４）：「秋田海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の改正について（協議）」

○加藤議長

それでは次に移ります。議題（４）について、事務局から説明願います。

○事務局（斎藤）

それでは、説明いたします。

資料４をご覧ください。資料１枚目、２枚目には、令和２年１１月４日付けの水産庁管理調整課長からの事務連絡の写しを添付しております。

この事務連絡は、昭和２６年の水産庁長官通知「漁場計画の公聴会並びに公示に関する件」という文書を廃止する予定との連絡で、その後、公文書にて、この古い文書は正式に廃止されました。この昭和２６年の文書に基づき、別紙１として「海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程例」が定められていましたが、文書廃止に連動して、規程例も廃止されております。そのため、水産庁が執務参考資料として、改正漁業法等に合わせた新たな「意見の聴取に関する手続規程例」を定め、各都道府県に通知したものが、この事務連絡となります。

秋田海区で定めている「秋田海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程」についても、漁業法の改正に伴い改正する必要があるため、水産庁の規程例を参考に改正案を作成しましたので、ご協議願いたく議題とさせていただきます。

資料の１枚目の裏面からご覧ください。水産庁が新たに参考として示した規程例となります。そして、資料３枚目からの右肩に「現行」と書いたページには、現行の秋田海区の規程、２枚めくり、右肩に「改正案」と書いたのが改正案、そして、さらに２枚めくり、横書きのカラーのものが、新旧対照表となっております。

この、新旧対照表で改正箇所について説明いたします。まず、漁業法及び漁業法施行令の改正に合わせた引用条項の変更、軽微な文言が変更されております。

次に、そのほかの部分ですが、主な部分について説明します。右側、旧規程の

第1条の赤字の一番先、「第10条」と第2条の「第10条」に関する部分についてですが、新規程案では削除しております。この旧第10条は、漁業権の免許申請についての記載ですが、免許申請自体についての処分は知事が行う行為であり、不利益処分に当たらないとの理由です。関連して、最後の旧14条、15条の準用についても同様の理由で削除しております。また、同じ旧第1条の、赤字一番最後の第38条第3項、これは漁業権の優先順位が免許途中で変わった場合の免許取り消しについての記載ですが、漁業法の改正により漁業権の優先順位の記載が無くなったため削除しています。

次に、旧第8条ですが、漁業権免許後に条件を付ける時の記載です。旧漁業法では、海区委員会の発議としておりましたが、新漁業法では知事の発議になったことから、削除しています。

以上が改正理由で、施行日については、次期第22期の海区委員会の発足に合わせ、4月1日としたいと考えています。

以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただ今の説明について、皆様の意見または質問を伺います。

○委員一同

(特になし)

○加藤議長

それでは、この案の内容でよろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○加藤議長

それでは、「異議無し」とし、規程を改正することとします。

議題(5):「秋田海区漁業調整委員会規程の改正について(協議)」

○加藤議長

それでは次に移ります。議題(5)について、事務局から説明願います。

○事務局(斎藤)

続いて説明します。この秋田海区漁業調整委員会規程についても、改正の必要があり、今回協議させていただきます。この規程については、先の「意見の聴取に関する規程」と異なり、国の公文書による規程例の定めはありません。水産庁に確認しても無いとのことでした。

資料5をご覧ください。1ページからは現行の規程、5ページからは改正案、9ページからは改正案の赤字見え消しとなっております。この9ページからの赤字見え消しで、改正部分について説明します。改正箇所は、2箇所です。1つ目は、第1条です。改正漁業法135条にある海区委員会の所掌事項に合わせて、「特定の」という文言を削除しております。2つ目は、第4条第1項です。改正漁業法

の条項に合わせて変更しております。

以上が改正の案です。また、施行日についても、先の規程同様、4月1日にしたいと考えております。ご協議よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただ今の説明について、皆様の意見または質問を伺います。

○委員一同

(特になし)

○加藤議長

それでは、この内容でよろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○加藤議長

それでは、「異議無し」とし、規程を改正することとします。

議題(6):「令和2年度秋田海区漁業調整委員会指示第2号(たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限)にかかる巡回指導結果について(報告)」

○加藤議長

それでは次に移ります。議題(6)について、事務局から説明願います。

○事務局(目黒)

それでは、ハタハタ遊漁指導取締及び実態調査について、目黒から説明させていただきます。今期については、10月30日に、「ハタハタの採捕に関する委員会指示」を発動して頂きましたので、それに伴うハタハタ遊漁巡回取締指導並びに沿岸ハタハタの遊漁実態調査を、12月1日から1月21日までのうちの33日間行いました。

それでは、資料6について説明いたします。平成27からのデータをのせています。令和2年度をご覧ください。巡回はハタハタ初漁予想日に合わせ、12月1日からスタートし、延べ128人で対応しました。昨期までは取締巡回をしつつ遊漁実態調査を実施していましたが、今期については、違反行為に対する指導取締活動に重点を置き、違反行為の発生頻度が高い地域及び時間帯を中心に巡回しました。そのため、遊漁者数や釣獲数は参考程度として下さい。

現認した全県の遊漁者数は、合計1,934人、釣獲量は1.8トンで、昨期との単純比較はできないものの、その数は少なくなりました。なお、このデータからは遊漁者による釣獲量は、漁業者による漁獲量の0.4%と推定されました。今期については、ご存じのとおり、漁業者による漁獲量も低水準となりましたので、遊漁者数や釣獲量についても、ある程度影響が出たと推察されます。

次に違反の状況についてですが、秋田県漁業調整規則違反にもなるカゴの使用で19人を始末書処分、カゴの所持で8人を口頭注意指導としました。また、現場に放置された所有者不明のカゴ59個を回収しております。カゴの使用や回収

カゴについては、過去5年で最多であり、これらカゴの使用等に関する違反は、全て県北部地区で発生したものととなります。県北部の一部の地区については、前年度以前もカゴの使用による違反の発生頻度が高かったことから、今期は、この北部地区を重点的に巡回を実施し、また、カゴの使用については、人目に付きにくい夜間での発生数が多いため、夜間に取締の人員を確保できるような体制を図ったことで、違反認知件数が増えたものと考えております。なお、違反行為を行う者の中には、夜間、複数人で違反行為を行う者達もおり、取締際には遊漁者の逃走や逆上等、非常に危険が伴うことから、取締員及び違反者の安全を確保しながら指導取締を実施するための対策を検討し、来期以降の違反行為撲滅に繋げて参りたいと考えております。また、カゴ以外の違反行為では、ひっかけ釣りが4件ありましたが、悪質性は低いと判断し、口頭による注意指導としております。

来年度以降も、このハタハタに関する巡回は、秋田県漁業調整規則と委員会指示の遵守を重点に置いて行う予定としております。

以上で報告を終わります。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○杉本会長代理

県の補助金により実施されているハタハタのふ化放流事業ですが、事業実施に必要となるブリコが県内各地で収集困難になってきている現状もあるので、より厳しく取締を実施してほしいと思います。

○事務局（目黒）

はい。

○加藤議長

質問ですが、先ほどカゴによる違反は北部地区が圧倒的に多いという説明をされていましたが、このカゴ違反のうち何%くらいが北部地区なのですか。

○事務局（目黒）

すべて北部地区です。

○加藤議長

分かりました。来年以降の取締巡回、頑張ってください。

よろしければ、次に移ります。

議題（7）：その他「①「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」

○加藤議長

それでは、議題（7）の「その他」に移ります。

①「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」、事務局から説明してください。

○事務局（斎藤）

それでは、説明いたします。1ラウンド目、2年前に有望な海域として国に情

報提供した海域になります、能代市～男鹿市沖、由利本荘沖の2海域については、先の委員会でも説明したとおり、現在、公募期間中であり新たな動きはありません。繰り返しになりますが公募〆切りは、5月27日までとなっています。

2ラウンド目、昨年、国に情報提供海域した海域の八峰町～能代市沖についても、先の委員会で報告した第2回目の協議会から大きな動きはありませんが、議事要旨が公開されておりますので、今回「資料7-1」として皆様に配布しております。後ほどお読み頂ければと思います。

そして、第3ラウンドとして、現在、国では、洋上風力発電の有望な区域の候補としての情報提供を各都道府県に求めており、県では作業を行っているところです。以前から、潟上沖の海域については、有望な区域の候補として国に情報提供を行ってきたものの、国では、まだ調整を要する区域として整理され、協議会の設置までには至っておりませんでした。しかし、先月、秋田県漁協天王地区漁業者で協議した結果、2/3以上の賛成を集め、洋上風力発電の協議会への立ち上げについて理解を得たとのことでした。

また、合わせて、隣接する男鹿市船越地区でも同様に、漁業者の理解が得られ、現在、県資源エネルギー産業課では、男鹿市船越・潟上市・秋田市下新城沖の海域について、国への情報提供の準備を進めているところです。

国への〆切りは、3月29日となっており、資源エネルギー産業課での作業が済み次第、国に情報提供する模様です。

簡単ではありますが、報告は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○杉本会長代理

前回開催の委員会で、事業者が決定されるのは10月頃との報告がありましたが、変更等はないですか。

○事務局（斎藤）

ありません。

○後藤委員

共同漁業権の扱いについての確認ですが、今後当該区域の権利者は誰になるのですか。

○事務局（斎藤）

漁業権は10年の免許期間であり、切替時には更新という扱いではなく、一旦ゼロになります。現在、公募する海域が漁業権漁場であり、そこに当該事業の関係で占用区域が30年間に渡り設けられます。現在は、ベースである漁業権が設定されている海域に占用区域が重なるという状況なのですが、令和6年には漁業権の切替があり、一旦権利がゼロになった場合、捉えようによっては漁業権が2番目に位置づけられる可能性もあります。あつてはならない事態ですが、この件について、国交省から明確な回答は得られていないのですが、そのような事態と

ならないように今後協議していくつもりです。

○後藤委員

この件については、今までどおり漁業権が設定できるように頑張って貰わなければなりません。しっかり確認しながら進めていただくようによろしくお願いします。

○杉本会長代理

協議会についても、漁協が委員となっはいるが、だからといって漁民 1 人 1 人が同意しているわけではないので、その辺も考慮しながら対応して貰いたいです。しかし、水産漁港課が本件に委員として介入できないのはおかしいと思うが。

○工藤事務局長

オブザーバーとして出席していますので、何か報告事項等がある場合は、発言の場を設けていただくことはできます。漁協が委員になっており、漁業権設定に関する件については漁協でも心配しておりますので、漁協と連携して対応していきたいと思います。

○加藤議長

重要な問題ですので、水産漁港課でしっかり確認しながら進められるようによろしくお願いします。よろしければ、次に移ります。

議題（7）：その他「②「くろまぐろ第6管理期間の基本計画の変更について」

○加藤議長

それでは、次の②の「くろまぐろ第6管理期間の基本計画の変更について」、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

今期のクロマグロの漁獲枠融通調整に伴う、計画の変更について報告します。
資料7-2の最後12ページをご覧ください。

こちらに漁獲枠と実績、融通量についてまとめています。前回の本委員会で、水産庁から全国の融通調整の要望調査があり、昨年12月24日付けで、小型魚20トンの譲受を受け、漁獲枠（配分量）が31.7トンから51.7トンとなったことを報告しました。ただ、漁船漁業によるクロマグロの漁期は12月末までで終了し、1月以降の漁獲実績はなく、残念ながら、せっかく追加された漁獲枠は十分に消化することができませんでした。その後、水産庁から、今期最後の融通調整の要望調査がありましたので、各地区の操業予定を確認して、消化見込みがない漁獲枠として、小型魚18.7トン、大型魚6トンを他県に譲渡することとしました。これを反映させたのが、1ページからの計画ですが、変更部分については、11ページの新旧対照表をご覧ください。融通調整後の、最終的な漁獲枠は、小型魚33

トン、大型魚 34.1 トンとして、計画の数量を変更し、手続きを行うことを報告いたします。なお、先週 3 月 10 日に水産庁の都道府県担当者説明会があり、枠を他県に譲渡した場合と、最終的な枠に対しての消化率が高い県には、追加配分をすることでした。基礎的な漁獲枠は前回の本委員会で協議した通りですが、このような制度を活用して、資源管理に取り組む県内の漁業者が少しでも追加配分の恩恵を受けられるよう、来期も調整をしていきたいと考えています。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○工藤委員

追加配分をいただくのは良いのですが、なるべく早く配分されるようお願いします。11～12月 は出漁日数が4～5日しかないので、追加配分されても消化しきれない事態となる。早めに貰えるように検討していただきたい。

○事務局（保坂）

ただいま工藤委員が仰られた意見は、都道府県担当者会議でも他県から非常に多く出た意見となっております。しかし、水産庁では、法に基づいた手続きをしていかなければならないということで、やはり時間が掛かってしまうという回答でした。ですが、このような現場の要望というのは水産庁へ話が伝わっておりますので、県内の調整だけでも早く進めて水産庁にお返しできればいいなと考えております。

○加藤議長

水産庁には引き続き要望するということと、県内の調整を速やかに進めるということですのでよろしくお願いします。よろしければ、次に移ります。

議題（7）：その他「③「その他」

○加藤議長

それでは、次の③の「その他」ですが、委員の皆さんから何かありますか。

○委員一同

（特になし）

○加藤議長

事務局からはありますか。

○事務局（斎藤）

本日、配付した資料について説明します。

これは、全漁調連日本海ブロック会議で協議された令和3年度の国への要望案です。昨日、事務局に届き、急遽配布いたしました。

例年10月に開催されるブロック会議で、国への要望が協議されますが、新型コロナウイルスの関係で書面決議となり、先月、日本海ブロックの全海区の承認が得られ、担当海区の福井海区から通知が来ました。ブロック会議で承認されま

したので、この要望が全漁調連の方に提出され、5月の総会において協議されることとなります。秋田県からは、マグロに関する要望を出していましたが、日本海ブロックの他の海区の要望とまとめ、1～3ページの要望となっておりますのでご覧いただければと思います。また、現在、加藤会長が全国の副会長となっておりますが、次期役員についても書面協議があり、青森西部海区、富山海区、福井海区、但馬海区、鳥取海区の5海区が次の理事として選出されて、総会にて承認される見通しです。加藤会長には、5月の総会まで任期がありますが、4年と7ヶ月間、副会長としてご尽力頂きました、どうもありがとうございました。

報告は以上でございます。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員一同

(特になし)

10. その他

○加藤議長

それでは最後に、次第の4の「その他」ですが、委員の皆さん、事務局から何かありますか。

○委員一同

(特になし)

○加藤議長

委員からは以上のようなようですが、事務局からはありますか。

○工藤事務局長

第21期の海区漁業調整委員会も本日で最後になりますが、一言御礼を申し上げます。4年半にわたり委員を務めていただきましてありがとうございます。委員の皆様には、当委員会の審議において様々な問題に対し、地域の代表としてのご意見、あるいは専門的なご意見に止まらず、諸情勢を踏まえたご審議をいただくとともに、本県漁業の発展のために御尽力いただきまして、ありがとうございました。5名の方については、今回で退任ということになりますが、今後とも水産行政へのご理解とご協力をお願いしたいと思います。また、引き続き委員を務めていただく方が5名になりますが、これまでと同様によろしく願います。

11. 閉会

○加藤議長

他になければ、第21期秋田海区漁業調整委員会の最後の委員会を終了します。

終了